

「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・
 (仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の基本理念及び基本目標等について

◎ 趣旨

「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン(以下「第5次プラン」)・「(仮称)第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画(以下「第5期サービス計画」)・(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉計画(以下「第1期障がい児計画」)の基本理念及び基本目標等について協議するもの

1 課題の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

障がい者施策については、障がい福祉サービスの提供だけではなく、就労から生活支援など生活のあらゆる面に関わる施策となるため、課題の総括に向けた視点を整理し、下記の実分野に分けて、社会情勢、第4次プランの評価等、団体意見、アンケート調査を踏まえ、課題の整理を行った。

①就労 ②社会参加 ③相談支援 ④障がい福祉サービス等 ⑤外出支援 ⑥地域移行・親亡き後
 ⑦療育・教育 ⑧保健・医療 ⑨理解促進・環境整備 ⑩災害対策

※ 第4次プランの施策体系や国の障害者基本計画(第3次)の施策体系などを参考に分野分けを行った。

2 課題の総括について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3

分野ごとに導き出した課題について、障がい福祉分野における大きな3つの視点である「社会的自立の促進」、「地域生活の支援」、「理解と配慮」に加え、今回、障がい児福祉計画の策定が義務化されたことなどから、「障がい児への支援」を踏まえた課題の総括を行い、第5次プラン等において取り組むべき方向性を導き出した。

【課題】

①障がい者の社会的自立の促進

- ・自分の能力や適性を生かした就労支援の充実が必要
- ・日中活動を充実し豊かな生活が送れるようスポーツ・文化芸術・社会参加活動等の参加への促進が必要
- ・社会参加活動などが容易にできるよう外出・移動支援の充実が必要

②障がい者の地域生活支援の充実

- ・地域移行が促進されるよう、より効果的な相談支援体制の検討が必要
- ・地域移行や親亡き後を見据えた地域生活支援体制の構築が必要
- ・安心した日常生活が送れるよう保健・医療・福祉サービス等の日常生活支援の充実が必要
- ・能力や可能性を伸ばせるよう障がい児の療育・教育体制の充実が必要
- ・保護者の負担軽減を図るため、安定的な障がい児サービスの提供や身近な相談体制の構築が必要
- ・医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができる体制整備が必要

③障がい者への理解と配慮の促進

- ・社会的障壁を感じることがないように周囲の理解や配慮の促進が必要
- ・人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- ・適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

3 第5次プランの基本理念の考え方について

- ・平成26年3月に策定した第4次プランにおいては、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念に掲げ、これまで計画的に谷間のない障がい福祉施策を推進してきたところである。
- ・国においては、平成23年に障害者基本法を改正し、平成25年に障害者差別解消法を成立するなどし、これまで障害者権利条約の批准（平成26年2月）に向けた国内法の整備を行い、障がい者施策の充実を図ってきたところである。
- ・平成28年には、障害者総合支援法施行後3年の見直しが行われ、「就労定着支援」や「自立生活援助」などの新サービスの創設がなされたところであるが、法の目的などの骨格となる部分についての見直しは行われなかったところである。
- ・また、併せて児童福祉法の改正が行われ、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応に向けた障がい児福祉計画の策定の義務化など、引き続き「共生社会の実現」に向けた取組が行われているところである。
- ・そのようなことから、第4次プランの基本理念については、既に障害者基本法や障害者総合支援法の目指す「共生社会の実現」となっており、法の目的等を的確に示していることから、第5次プランにおいては、第4次プランの基本理念を引き継ぎ、「共生社会の実現」に向けた更なる取組を進めるものとする。

第4次プランを引き継ぐ

「第5次プラン」の基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく
生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現

4 第5次プランの基本目標の考え方について

第4次プランから引き継いだ基本理念の実現を目指し、総括した課題等に的確に対応した施策・事業の展開を図るため、第5次プランにおいても、第4次プランの基本目標を引き継ぎ、3つの基本目標とする。

基本目標1：自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

- 障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、就労や生産活動に取り組むほか、余暇活動や文化・芸術・スポーツへ参加するなど、社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

基本目標2：乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

- 障がいのある子どもが健やかに成長できるよう乳幼児期から途切れのない一貫した支援を推進するほか、障がい者本人やその家族の高齢化や親亡き後を見据えつつ、安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実などを図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本目標3：互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

- 障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進などを図ることにより、社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか、災害時に迅速な対応ができるよう、地域で支え合う体制の充実を図るなど、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

※ 「環境づくり」という表現から「共生社会」を共に創るという観点より、「社会の実現」という表現とした。

※第4次プランの基本目標

- 基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり
- 基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり
- 基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

※ なお、平成27年3月、県が策定した「とちぎ障害者プラン21」においては、「共に生きる」とちぎをつくるために」、「とちぎで安心して暮らすために」、「とちぎで自分らしく輝くために」を施策の基本的な方向性としており、本市の取り組む基本的な考え方と方向性は同じである。

5 第5次プランのリーディングプロジェクトの検討について

計画期間中に特に取り組むべき喫緊の課題について、最優先に取り組むことにより、本市の障がい福祉施策の一層の推進を図るため、第5次プランにおいてはリーディングプロジェクトの設定を検討する。

(1) 障がい者の住まいの場の充実

- ・ グループホームの充実
- ・ 宿泊体験等の機会の場の充実 など

(2) 障がい児の子育ち子育て支援の充実

- ・ 外出支援の充実
- ・ 医療的ケア児への支援の充実 など

6 施策体系等の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4

第5次プランの施策体系については、第4次プランの施策体系は大きく変えず、今後、施策・事業の検討を行い、位置づけをしていく。また、今後、主要取組についても再設定を行う。

7 成果指標等の検討について

成果指標及び施策指標については、経年変化を適切にとらえられる指標とするため、引き続き、第4次プランの成果指標及び施策指標の考え方を踏襲し、適切な指標の検討を進めていく。

8 第5期サービス計画・第1期障がい児計画の策定趣旨及び内容について

(1) 策定趣旨

- 平成27年3月に策定した第4期サービス計画は、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨を踏まえて策定された第4次プランの基本理念の実現を目指し、また、国の基本指針に即して、障がい者の地域生活を支援するための基盤整備に係る数値目標の設定や障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られることを目的として策定した。
- 現在改定を進めている第5次プランは、第4次プランの基本理念を引き継ぎ、「共生社会の実現」に向けた取組を進めていく予定である。今般示された第5期サービス計画に係る国の基本指針においては、上記の第4期サービス計画の策定趣旨を踏まえつつ、障がい児に関するサービスの数値目標の設定や提供体制の確保が図られることを目的とした障がい児計画の策定が義務付けられた。
- 第5期サービス計画の策定にあたっては、第5次プランの基本理念の実現を目指すとともに、国の基本指針に即して、障がい児者の地域生活を支援するための基盤整備に係る数値目標の設定及び障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、第5期サービス計画及び第1期障がい児計画を策定する。
- 特に、第1期障がい児計画の策定にあたっては、下記の視点を踏まえ、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちを支援するため、具体的な目標項目の設定や必要量の見込み及び見込み量確保の方策を設定することが必要である。

- 障がい児及びその家族に対し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいの疑いの段階から身近な地域で切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築が必要である。
- 障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- 障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児相談支援などの充実を図るとともに、特別な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児、医療的ケア児）に対する支援体制の充実を図ることが必要である。

【国から示された基本理念】

- 1 地域共生社会の実現に向けた取組
- 2 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

(2) 平成32年度の目標値

第1期から第4期サービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行について目標設定を行い、さらに目標達成に向けた方策に取り組んできた。第5期サービス計画・第1期障がい児計画においても、国から示された基本指針に即し、これまでの進捗状況を踏まえ、本市としての新たな目標値を設定する。

【国から示された目標項目（本市の数値目標は今後設定）】

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
- ② 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ウ 地域生活支援拠点等の整備

エ 福祉施設から一般就労への移行

- ① 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
- ② 就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- ③ 平成32年度末までに、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を全体の5割以上
- ④ 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上

オ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1箇所以上設置
- ② 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③ 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保
- ④ 平成30年度末までに、各市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

(3) 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び見込量確保の方策

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業について、国の基本指針に基づき、現在の利用者数・利用量を基礎として、直近の利用者の実績、今後の市の取組などを勘案し、平成30年度から平成32年度における必要な利用者数・利用量の見込みを設定し、その確保のための方策を設定する。

障がい福祉サービス

- ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など）
- ・日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、短期入所など）
- ・居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援）
- ・相談支援系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ・障がい児支援系サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなど）

地域生活支援事業

- ・市町村必須事業（意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業など）
- ・市町村任意事業（訪問入浴サービス、日中一時支援事業、児童発達支援センター等の機能強化など）